

佐賀県建築工事監理等業務委託マニュアル

平成22年4月

佐賀県建築住宅課

1 背景・目的

公共建築は、従来から社会的ニーズを踏まえて策定された技術基準等に基づいた設計の品質の向上が図られるとともに、適切な工事監理の下で良質な施工が行われることによってその品質が確保されています。しかしながら、阪神淡路大震災における建物の倒壊や、公共施設等におけるコンクリート剥落事故等を契機として、公共建築を含む公共工事全体に対して、安全性、耐久性を含むより一層の品質確保の必要性が指摘されるようになっていきます。また、平成17年4月には「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）が施行され、公共工事の一層の品質確保の重要性が示され、国及び地方公共団体が果たすべき役割等が明示されています。

他方、行政の効率化その他の観点を踏まえながら、公共建築工事の品質を確保するために、建築工事監理業務の業務委託について、発注者と受託者の間の役割と権利義務等を整理し、透明性、客観性の高い契約関係をより一層構築するとともに、可能な限り第三者性を確保することも重要となっています。

その後、平成17年に発生したいわゆる構造計算書偽装事件を踏まえた建築基準法等の一部改正（平成19年6月）、建築士法等の一部改正（平成20年11月）による関係法令の整備、またこれに関連して平成21年1月7日には建築士法第25条に基づく平成21年国土交通省告示第15号「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」（以下「告示15号」という。）が定められ、同日付けで昭和54年建設省告示第1206号が廃止されました。告示15号では設計及び工事監理業務についてその内容及び業務料が再整理されるとともに、これに対応する工事監理業務の内容に関する指針（工事監理ガイドライン）が平成21年9月に国土交通省住宅局で策定されています。

本マニュアルは、建築工事監理業務における発注者側及び業務受託者側の双方の業務が効率的に行われ、県有建築物の品質確保に資することを目的としています。

2 定義

- (1) 「工事監理」とは、「その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されているかを確認すること」（建築士法第2条第7項）です。また、「建築工事契約に関する業務」や「建築工事の指導監督」等のその他の業務も、発注者の求めに応じて建築士が行うことのできる業務と規定されています。
- (2) 「工事監理等」とは、告示15号の別添一第2項「工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務」を指します。
- (3) 「工事監理業務」とは、設計事務所等に告示上の工事監理等を委託する場合の当該業務を指すものとします。

- (4) 「設計意図伝達業務」とは、告示15号別添一「1 設計に関する標準業務」の「三 工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務」に示された「(1) 設計意図を正確伝えるための質疑、応答、説明等」、「(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等」の業務を指します。設計業務受託者と工事監理業務受託者が異なる場合に、設計業務受託者が工事の監督員、請負者、工事監理業務受託者に対して行う設計意図を正確に伝え、対象工事の設計図書に示された設計内容を実現させるための業務です。
- (5) 「監督員」とは、工事の適正な履行を確保するために必要な監督を行う工事の発注者側職員及び設計業務等の受託者に対する指示、承諾又は協議等を行う委託業務の発注者側職員をいい、工事監理業務及び設計意図伝達業務について、同様の職務等を行う者についても同様とします。
- (6) 「管理技術者」とは、設計業務又は工事監理業務の委託契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、受託者が定めた者をいいます。

その他工事監理業務等に関連する業務従事者等の名称は下表のとおりとなります。

区 分	発 注 者 側	受 託 者 側 ・ 請 負 者 側
工事監理業務	監督員 ・ 総括監督員 ・ 主任監督員 ・ 一般監督員	管理技術者
設計意図伝達業務		担当主任技術者（建築（意匠）、建築（構造）、電気設備、機械設備） 担当技術者（建築（意匠）、建築（構造）、電気設備、機械設備）
工事請負（施工）		現場代理人 主任技術者（監理技術者）

- (7) 「佐賀県建築工事監理業務委託共通仕様書」とは、工事監理業務を受託するための共通的な業務仕様として定めたものです。（以下「共通仕様書」という。）

3 工事監理方式の種類

佐賀県が発注する建築工事の工事監理方式として、次の3つの方式を行うこととします。発注者は、発注しようとする工事の特性、工期等に応じてふさわしい工事監理方式を選択することとします。

① 一括委託発注方式 1

設計業務の受託者が、ひきつづき告示上の工事監理等を行う方式です。小規模な施設や、比較的短期間で設計、工事を完了する改修工事等の場合に本方式を適用します。

② 一括委託発注方式 2

設計業務の受託者が、設計意図の伝達と、告示上の工事監理等を行う方式です。発注しようとする工事の特性等に応じ、①の発注方式も含め、特に設計意図の伝達が必要となる場合に本方式を適用します。

③ 第三者監理方式

設計業務の受託者以外の第三者が、告示上の工事監理等を行う方式です。発注しようとする工事の特性等に応じ、設計意図の伝達業務が必要となる場合は、設計業務の受託者がその業務を行うこととなります。大規模な新営工事や、設計から工事を複数年度に亘って行う、大規模な改修工事等の場合に本方式を適用することができます。

4 工事監理業務の委託と建築基準法第5条の4第4項に基づく「工事監理者」の定めとの関係について

建築基準法施行規則の改正により、複数の者が工事監理に携わっている場合の責任範囲を「工事と照合する設計図書」で切り分けることが明確化されています。また、告示15号の制定により工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務の内容が整理されるとともに、工事監理ガイドラインの制定により「工事と設計図書との照合及び確認」の「確認対象工事に応じた具体的方法」が例示され、工事監理と建築士法上の責任を負う者との関係が、設計の場合（設計者と設計図書の関係）と同様に明確化されています。

佐賀県では、建築基準法上の工事監理者について、「代表となる工事監理者」を工事監理業務受託者とし、発注者側職員は地方自治法上の必要な監督を行うものとして「工事監理者」とは別の立場にあるものとします。また、工事監理業務受託者が行う業務のうち、「工事と照合する設計図書」は、「すべての設計図書」とします。

5 第三者監理方式の適用

第三者監理方式では、工事監理業務の受託者が発注者側の監督員の業務の一部（品質の確保に関する業務）を分担し、その業務を行うこととなります。

第三者監理方式では、工事監理業務受託者自らは設計を行っていないため、対象工事の設計図書から読み取った設計内容を基に施工図の検討や工事の確認を行うことから、標準的な工法による施工事例の多い「一般的な施設」の場合には、第三者監理方式が効果的に実施されることが期待できます。

一方、次のような場合は、第三者監理方式以外の方式の採用を検討する必要があります。

- ① 設計内容に実施例の少ない特殊な技術・工法が用いられている施設等、設計業務の受託者以外の者では工事監理が困難な場合
- ② 小規模な施設や、比較的短期間で設計、工事を完了する必要がある改修工事など、設計業務と工事監理業務を別の者に委託することが発注者の事務手続きや現場運営等を総合的に勘案した上で、業務の実施上非効率と判断される場合

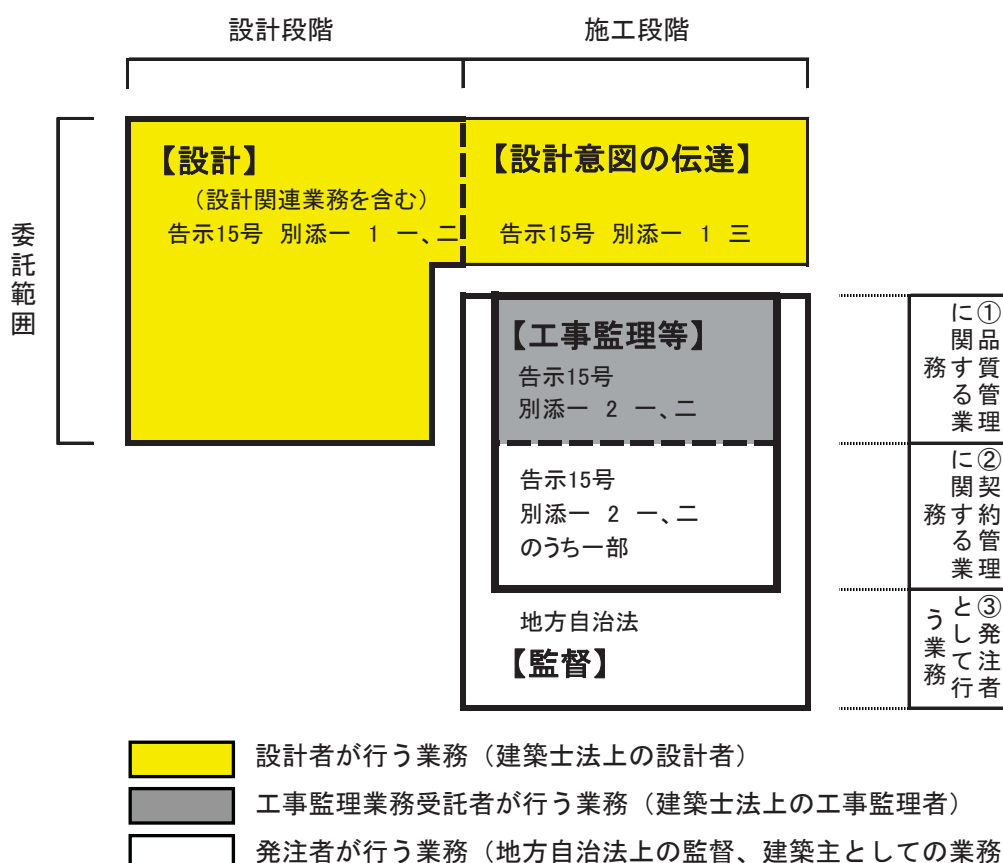
6 工事監理業務の範囲

委託に係る工事監理業務の業務範囲は、以下のとおりです。

(工事監理業務) = (告示上の工事監理) - (発注者側職員が行う業務 (契約管理に関する事務など))
--

建築工事の監理業務においては、告示上の工事監理等に示されている業務のうち、「請負代金内訳書の検討・報告」、「工事請負契約の目的物の引渡しの立会い」、「工事費支払い請求の審査」等の契約関係業務や、請負者への是正指示、承諾行為については発注者側が自ら実施し、委託しないこととします。このため、「共通仕様書」では、工事監理業務の内容のうち発注者が行う業務については予め委託業務の内容に含めない（記載しない）形で監理業務の内容を明記します。

発注者側が行う監督業務と受託者側が行う工事監理業務を下記により示します。



図－1 監督業務と工事監理業務

7 工事監理業務の進め方

工事監理業務のうち「工事と設計図書との照合及び確認」の業務内容に示す「確認対象工事に応じた合理的な方法」について具体的に例示するものとして平成21年9月「工事監理ガイドライン」が策定されています。

このガイドラインには、工事監理者による「工事と設計図書との照合及び確認」は、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、請負者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的な方法によることとされ、その具体的な方法等として、「立会確認」、「書類確認」、「抽出による確認」が例示されています。

(1) 工事監理関係者の役割

① 監督員（発注者側）の役割

監督員は、請負者に対して必要な監督を行うほか、設計意図伝達業務の受託者、工事監理業務の受託者、請負者のそれぞれの業務の把握、各関係者間の調整、指示、指導等を適切に行い、工事の進捗や予算に支障がないようにしなければなりません。特に、工事の関係者の数が増えるほど、その分情報の伝達や承諾等に時間を要することになることから、工程管理や品質の確保のためには、関係者間の意思疎通が十分行われることが重要となります。

このため、監督員は各担当者の技術力や業務の進め方を考慮し、現場で発生した問題や質疑、変更事項が生じたときも迅速に調査、検討を行い、的確な対応を図る必要があります。

② 工事監理業務又は設計意図伝達業務の監督員の役割

工事監理業務又は設計意図伝達業務の監督員は、受託者から提出された業務計画書に基づき業務計画の内容を把握し、計画どおりに適切に業務が履行されているかを確認し、契約図書に示された指示、承諾、回答、協議及び受理を適切に行い、円滑に業務が実施されるようにしなければなりません。

③ 工事監理業務の受託者の役割

工事監理業務における受託者の役割は大きく分けて2つあります。ひとつは設計内容を設計図面等から正確に把握すること、もうひとつは、施工計画書や施工図等を設計図書に照らして検討し、工事が設計図書の内容に合致するかどうかの確認を行うことです。これにより、発注者側の監督員と連携して、工事の品質を確保します。

④ 設計意図伝達業務の受託者の役割

設計意図伝達業務の受託者は、設計図書に表現した設計内容を補完し、佐賀県建築設計意図伝達業務委託特記仕様書（別途参照）のⅡ 業務仕様. 2及び本マニュアル9（3）に示した業務を通じて、設計意図を工事監理業務の受託者や請負者等に正確に伝達します。

(2) 工事監理業務の受託者に求められる能力

工事監理業務受託者がその役割を果たすためには、設計図書等から設計内容を理解し、正確に請負者等に伝達する能力に加え、設計図書等の誤りや脱漏を見分ける能力、工事の進捗上に生じる問題を解決するための豊富な知識と経験が必要となります。

(3) 工事監理業務の適正な履行の確保にあたって

工事監理業務の適正な履行の確保のためには、発注者側の監督員と工事監理業務の受託者との間で、当該業務着手前に業務の実施方針（業務内容、重点工事監理項目の扱い、発注者側との分限、会議体の運営、事務処理の手続等）や、設計意図伝達業務の受託者及び請負者との対応のルール化等についての共通認識を形成するこ

とが必要です。特に公共建築物の工事においては品質確保の観点から、請負者が作成する管理資料や施工計画書等に記載を求める事項等について、留意することが重要です。

工事監理業務を効率的に進めるためには、当該業務の中でも特に重要な工事監理項目を設定し、業務の重点化を図る必要があります。また、具体的な監理項目のないものに対して発注者側が担う役割と工事監理業務受託者が担う役割について、予め明確にしておくことが、工事監理業務の適正な履行の確保につながります。

	業務の内容	監督員 (発注者)	工事監理 業務の受 託者	設計意図 伝達業務 の受託者	
工事監理に関する業務	(1) 工事監理方針の説明等	(i) 工事監理方針の説明	○		
		(ii) 工事監理方法変更の場合の協議		(○)	
	(2) 設計図書の内容の把握等	(i) 設計図書の内容の把握	(○)	(○)	
		(ii) 質疑書の検討	○	○	○※
	(3) 設計図書に照らした施工 図等の検討及び報告	(i) 施工図等の検討及び報告	○	○	○※
		(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告	○	○	○※
	(4) 工事と設計図書との照合及び確認	【○】	○		
(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等	○	○			
(6) 工事監理報告書等の提出	○	○			
工事監理に関するその他の業務	(1) 請負代金内訳書の検討及び報告	○			
	(2) 工程表の検討及び報告	○	○		
	(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告	○	○		
	(4) 工事と工事請負契 約との照合、確認、 報告等	(i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告	○	○	
		(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等	○	○	
		(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査		(○)	
	(5) 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い	○			
(6) 関係機関の検査の立会い等	(○)	(○)			
(7) 工事費支払いの審査	(i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査	○			
	(ii) 最終支払い請求の審査	○			

凡例：○・・・担当 (○)・・・対象外とする場合は不要 【○】・・・情報共有及び確認

※・・・設計意図伝達業務の特記仕様書に業務範囲として特記されたもの。(設計意図伝達業務を発注する場合に限る。)

表－１ 工事監理等における監督員・工事監理業務受託者・設計意図伝達業務受託者の関わり

(4) 現場運営の円滑化

建築工事は、建築、電気、機械など複数の工種の連携の上進められるため、通常でさえ、工事関係者の情報共有は容易なことではありません。特に「第三者監理方

式」による工事監理では、関係者が更に多くなるため、より一層、相互の情報共有や意思疎通の円滑化を図る必要があります。ここでは「第三者監理方式」における意思決定の迅速化及び現場の運営の円滑化に向けたいくつかの方策を示します。

① 現場統括者の明確化

現場で発生する情報や意思決定事項について、必要な情報を必要な者に伝達するための交通整理を行う現場統括者を明確にすることが必要です。原則として工事監理業務受託者がその役割を担うこととなりますが、最終的な意思決定は発注者側の監督員が行います。

② 工事監理業務方針の提示

工事監理業務受託者は、設計内容や品質確保に関する事項について、監督員、設計意図伝達業務受託者に確認・協議の上、工事監理業務方針を請負者等に提示します。

③ 関係者が一堂に会する場の設置

現場運営の円滑化には、対面型のコミュニケーションが有効であり、定例会議を開催するなど機会をとらえて関係者が一堂に会する場を設けます。

④ 早期の調整事項の把握

「第三者監理方式」では、特に設計意図伝達業務の受託者が常に定例会議に出席しているわけではないため、設計内容に関する調整事項への対応に手間取る場合があります。設計内容に関する調整が滞ると現場の進捗に多大な影響を与えることから、調整事項を早期に把握し、検討期間が十分取れるよう努めることが有効です。

8 設計変更の取扱い

工事監理業務受託者は、対象工事の変更請負契約に協力する以下の業務を行います。この場合、発注者の設計と条件の変更に伴う変更及び設計瑕疵による変更等の重大な変更に関する業務は除きます。

(1) 変更内容の検討

対象工事の変更の必要性について技術的に検討し、変更すべき内容を取りまとめて監督員に報告します。

(2) 変更設計図書案の作成

対象工事の変更請負契約の図面及び数量調書等の変更設計図書案を作成し、監督員に提出します。

(3) 見積書の調査

請負者等から提出される変更工事に係る見積書を調査し、その結果を監督員に報告します。

(4) 重大な変更の場合の取扱い

発注者の設計と条件の変更に伴う変更及び設計瑕疵による変更等の重大な変更の

場合の取扱いについては、別途協議を行うこととなります。

9 設計意図伝達業務の委託

(1) 設計業務の受託者による設計意図伝達業務

設計業務の成果である設計図書には、設計意図を反映した設計内容が十分に表現され、設計内容に基づいて施工することで、設計意図の大部分が反映した施設整備が行われる必要があります。しかしながら、より高度かつ実態に即しながら設計意図をより正確に伝達するためには、(3)の業務内容の例に示すように、施工段階の様々なケースで施工図の確認などが必要になると考えられ、標準的な工法による外壁改修工事等や小規模な施設あるいは小規模な改修工事等を除く工事において、設計業務受託者から工事監理業務受託者や請負者等に対して設計意図を直接伝達することが必要となります。

(2) 業務の委託先

県有建築物の施設整備における設計意図伝達業務は、設計意図そのものを完全に理解している設計業務受託者に委託することとします。

(3) 業務内容の例

設計意図伝達業務の業務内容については、以下に例示するものがありますが、設計終了時に設計業務受託者と発注者が協議の上、その必要性を個別に確認し、確定することも考えられます。

- ① 設計主旨並びに工事施工上及び工事監理上の留意点についての説明
- ② 設計上の問題に起因する設計変更への協力
- ③ その他、佐賀県建築設計意図伝達業務委託特記仕様書Ⅱ 業務仕様 2.に係る業務

(4) 業務の実施

- ① 設計意図伝達業務の実施に当たり、施工図等の確認段階で生じる調整事項については、監督員と必要な内容確認及び問題点の整理を行います。
- ② 設計意図伝達業務の実施に当たり、請負者や工事監理業務受託者との設計内容に関する内容確認等を、監督員の承諾を得て直接行うことができます。
- ③ 設計意図伝達業務受託者は、施工図等の確認において設計図書との不整合を発見した場合には、監督員に遅滞なく報告しなければなりません。また、施工図等に関して意見を述べる必要がある場合には、監督員に対してこれを行わなければなりません。

10 提出書類等

(1) 契約時における提出書類

工事監理業務受託者は、契約後14日以内に以下の書類を監督員に提出します。

- ① 着手届（佐賀県建築工事監理業務委託共通仕様書第3章1）
- ② 工事監理業務担当技術者届（同第3章1）
- ③ 業務計画書（同第3章6、佐賀県建築工事監理業務委託契約約款第3条）
- ④ 管理技術者通知書（同第3章10、同約款第9条）

（2） 業務計画書・変更業務計画書

工事監理業務受託者は、契約後14日以内に次の事項を記載した業務計画書を監督員に提出します。この場合、②の業務方針報告書の内容については、監督員の承諾を得なければなりません。また、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にした上、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければなりません。

（同仕様書第3章6、同約款第3条）

- ① 業務概要
- ② 業務方針報告書
- ③ 業務工程計画
- ④ 業務運営計画

（佐賀県建築工事監理業務委託特記仕様書）

（3） 業務一部再委託

工事監理業務の一部を第三者に委任しようとするときは、あらかじめ監督員に工事監理業務協力者承諾願を提出し、発注者の承諾を得なければなりません。（同仕様書第3章8、同約款第7条）

（4） 業務履行報告書等

工事監理業務受託者は、工事監理業務の実施状況について、毎月5日までに前月に係る次の資料を整理し、監督員に提出します。

- ① 業務履行報告書
- ② 業務実施報告書
- ③ 勤務時間整理表
- ④ 工事監理記録表
- ⑤ 打合せ記録簿

（同約款第11条、同特記仕様書）

（5） 業務完了通知書

工事監理業務受託者は、工事監理業務が完了した場合は、業務完了通知書を監督員に提出します。（同約款第25条）

＜参考＞

(1) 建築基準法上の工事監理

建築基準法上の工事監理とは、建築士法で定められた建築物の工事について、その者の責任において工事を設計図書と照合し、設計図書のとおりを実施されていることを確認することとされています。建築士法は、このほか工程表や施工計画の検討等の「その他の標準業務」も発注者の求めに応じて建築士が行うことができる事務として規定しています。

建築基準法第5条の4

(建築物の設計及び工事監理)

建築士法第3条第1項、第3条の2第1項若しくは第3条の3第1項に規定する建築物又は同法第3条の2第3項の規定に基づく条例に規定する建築物の工事は、それぞれ当該各条に規定する建築士の設計によらなければ、することができない。

- 4 建築主は、第1項に規定する工事をする場合においては、それぞれ建築士法第3条第1項、第3条の2第1項若しくは第3条の3第1項に規定する建築士又は同法第3条の2第3項の規定に基づく条例に規定する建築士である工事監理者を定めなければならない。

建築士法第2条

(定義)

7 この法律で「工事監理」とは、その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認することをいう。

(2) 告示上の工事監理

平成21年1月7日国土交通省告示第15号（建築士法第25条の規定に基づき建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準）別添1第2項において「工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務」を規定しています。

国土交通省告示第15号 別添一

2 工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務

一 工事監理に関する標準業務

前項第二号ロに定める成果図書に基づき、工事と設計図書を照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認するために行う次に掲げる業務をいう。

項 目	業 務 内 容
(1) 工事監理方針の説明等	①工事監理方針の説明 工事監理の着手に先立って、工事監理体制その他工事監理方針について建築主に説明する。

	②工事監理方法変更の場合の協議	工事監理の方法に変更の必要が生じた場合、建築主と協議する。
(2) 設計図書の内容の把握等の業務	①設計図書の内容の把握	設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな、矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まり等を発見した場合には、建築主に報告し、必要に応じて建築主を通じて設計者に確認する。
	②質疑書の検討	工事施工者から工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められた品質（形状、寸法、仕上がり、機能、性能等を含む。）確保の観点から技術的に検討し、必要に応じて建築主を通じて設計者に確認の上、回答を工事施工者に通知する。
(3) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告	①施工図等の検討及び報告	設計図書の定めにより、工事施工者が作成し、提出する施工図（躯体図、工作図、製作図等をいう。）、製作見本、見本施工等が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、建築主に報告する。
	②工事材料、設備機器等の検討及び報告	設計図書の定めにより工事施工者が提案又は提出する工事材料、設備機器等（当該工事材料、設備機器等に係る製造者及び専門工事業者を含む。）及びそれらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、建築主に報告する。
(4) 工事と設計図書等の照合及び確認		工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法に基づく確認を行う。
(5) 工事と設計図書等の照合及び確認の結果報告等		工事と設計図書との照合及び確認の結果、工事が設計図書のとおりを実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に注意を与え、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。なお、工事施工者が設計図書のとおり施工しない理由について建築主に書面で報告した場合においては建築主及び工事施工者と協議する。
(6) 工事監理報告書等の提出		工事と設計図書との照合及び確認を全て終了後、工事監理報告書等を建築主に提出する。
二 その他の標準業務 前号に定める業務と一体となって行われる次に掲げる業務をいう。		
項 目		業 務 内 容
(1) 請負代金内訳書の検討及び報告		工事施工者から提出される請負代金内訳書の適否を合理的な方法により検討し、建築主に報告する。
(2) 工程表の検討及び報告		工事請負契約の定めにより工事施工者が作成し、提出する工程表について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、確保できないおそれがあると判断するときは、その旨を建築主に報告する。
(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告		設計図書の定めにより、工事施工者が作成・提出する施工計画（工事施工体制に関する記載を含む。）について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、確保できないおそれがあると判断するときは、その旨を建築主に報告する。
(4) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	①工事と工事請負契約との照合、確認、報告	<p>工事施工者の行う工事が工事請負契約の内容（設計図書に関する内容を除く。）に適合しているかについて、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。</p> <p>なお、確認の結果、適合していない箇所がある場合、工事施工者に対して是正の指示を与え、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。</p>

	②工事請負契約に定められた指示、検査等	工事請負契約に定められた指示、検査、試験、立会い、確認、審査、承認、助言、協議等（設計図書に定めのあるものを除く。）を行い、また工事施工者がこれを求めたときは、速やかにこれに応じる。
	③工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ、破壊検査が必要と認められる相当の理由がある場合にあつては、工事請負契約の定めにより、その理由を工事施工者に通知の上、必要な範囲で破壊して検査する。
(5)	工事請負契約の目的物の引渡し立会い	工事施工者から建築主への工事請負契約の目的物の引渡しに立会う。
(6)	関係機関の検査立会い等	建築基準法等の法令に基づく関係機関の検査に必要な書類を工事施工者の協力を得てとりまとめるとともに、当該検査に立会い、その指摘事項等について、工事施工者等が作成し、提出する検査記録等に基づき建築主に報告する。
(7)	工事費支払いの審査	
	①工事期間中の工事費支払い請求の審査	工事施工者から提出される工事期間中の工事費支払いの請求について、工事請負契約に適合しているかどうかを技術的に審査し、建築主に報告する。
	②最終支払い請求の審査	工事施工者から提出される最終支払いの請求について、工事請負契約に適合しているかどうかを技術的に審査し、建築主に報告する。

工事監理業務区分表

監理業務区分について特記に別の定めがある場合は特記仕様書を優先する。

また、特記仕様書にて受託者が行わない項目は適用しない。

1. 工事監理に関する業務

(1) 工事監理方針の説明等

項目	監督員の事務		受託者の事務		処理方法
	請負者に対する措置	受託者に対する措置	監督員への報告等	請負者に対する措置	
①工事監理方針の説明		承諾	提出		工事監理の着手に先立って、工事監理体制その他工事監理方針について建築主に説明する。
②工事監理方法変更の場合の協議		協議	協議		工事監理の方法に変更の必要が生じた場合、建築主と協議する。

(2) 設計内容の把握等の業務

項目	監督員の事務		受託者の事務		処理方法
	請負者に対する措置	受託者に対する措置	監督員への報告等	請負者に対する措置	
①設計図書の内容の把握	指示	確認	報告		設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな、矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まり等を発見した場合には、建築主に報告し、必要に応じて建築主を通じて設計者に確認する。
②質疑書の検討	指示	確認	報告		工事施工者から工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められた品質（形状、寸法、仕上がり、機能、性能等を含む。）確保の観点から技術的に検討し、必要に応じて建築主を通じて設計者に確認の上、回答を工事施工者に通知する。

(3) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告

項目	監督員の事務		受託者の事務		処理方法
	請負者に対する措置	受託者に対する措置	監督員への報告等	請負者に対する措置	
①施工図等の検討及び報告	承諾	確認	報告	検討	設計図書の定めにより、工事施工者が作成し、提出する施工図（躯体図、工作図、製作図等をいう。）、製作見本、見本施工等が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、建築主に報告する。

②工事材料、設備機器等の検討及び報告	承諾	確認	報告	検討	設計図書の定めにより工事施工者が提案又は提出する工事材料、設備機器等（当該工事材料、設備機器等に係る製造者及び専門工事業者を含む。）及びそれらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、建築主に報告する。
--------------------	----	----	----	----	---

（４）工事と設計図書との照合及び確認

項目	監督員の事務		受託者の事務		処理方法
	請負者に対する措置	受託者に対する措置	監督員への報告等	請負者に対する措置	
工事と設計図書との照合及び確認			確認		工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法に基づく確認を行う。

（５）工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等

項目	監督員の事務		受託者の事務		処理方法
	請負者に対する措置	受託者に対する措置	監督員への報告等	請負者に対する措置	
工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等	指示	確認	報告		工事と設計図書との照合及び確認の結果、工事が設計図書のとおりを実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に注意を与え、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。なお、工事施工者が設計図書のとおりに施工しない理由については建築主に書面で報告した場合においては建築主及び工事施工者と協議する。

（６）工事監理報告書等の提出

項目	監督員の事務		受託者の事務		処理方法
	請負者に対する措置	受託者に対する措置	監督員への報告等	請負者に対する措置	
工事監理報告書等の提出		確認	提出		工事と設計図書との照合及び確認を全て終えた後、工事監理報告書等を建築主に提出する。

2. 工事監理に関するその他の業務

(1) 工程表の検討及び報告

項目	監督員の事務		受託者の事務		処理方法
	請負者に対する措置	受託者に対する措置	監督員への報告等	請負者に対する措置	
工程表の検討及び報告	承諾	確認	報告	検討	工事請負契約の定めにより工事施工者が作成し、提出する工程表について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、確保できないおそれがあると判断するときは、その旨を建築主に報告する。

(2) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告

項目	監督員の事務		受託者の事務		処理方法
	請負者に対する措置	受託者に対する措置	監督員への報告等	請負者に対する措置	
設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告	承諾	確認	報告	検討	設計図書の定めにより、工事施工者が作成・提出する施工計画（工事施工体制に関する記載を含む。）について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、確保できないおそれがあると判断するときは、その旨を建築主に報告する。

(3) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等

項目	監督員の事務		受託者の事務		処理方法
	請負者に対する措置	受託者に対する措置	監督員への報告等	請負者に対する措置	
①工事と工事請負契約との照合、確認、報告	指示	確認	報告	確認 検討	<p>工事施工者の行う工事が工事請負契約の内容（設計図書に関する内容を除く。）に適合しているかについて、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的な方法により確認を行う。</p> <p>なお、確認の結果、適合していない箇所がある場合、工事施工者に対して是正の指示を与え、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。</p>

②工事請負契約に定められた指示、検査等	指示	確認	報告	立会い 確認等	工事請負契約に定められた指示、検査、試験、立会い、確認、審査、承認、助言、協議等（設計図書に定めのあるものを除く。）を行い、また工事施工者がこれを求めたときは、速やかにこれに応じる。
③工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	指示	確認 指示	報告	検査	工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ、破壊検査が必要と認められる相当の理由がある場合にあっては、工事請負契約の定めにより、その理由を工事施工者に通知の上、必要な範囲で破壊して検査する。

(4) 関係機関の検査の立会い等

項目	監督員の事務		受託者の事務		処理方法
	請負者に対する措置	受託者に対する措置	監督員への報告等	請負者に対する措置	
関係機関の検査の立会い等	立会い	確認	報告	立会い	建築基準法等の法令に基づく関係機関の検査に必要な書類を工事施工者の協力を得てとりまとめるとともに、当該検査に立会い、その指摘事項等について、工事施工者等が作成し、提出する検査記録等に基づき建築主に報告する。